

浜松市における外国人児童生徒への日本語指導に関する調査報告

水 野 か ほ る

1 はじめに

文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成13年度)」によると、2002年9月1日現在、日本の公立小・中・高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校に在籍する外国人児童生徒のうち、日本語教育を必要とする外国人児童生徒は19,250人、在籍学校数は5,296校となっており、1992年度の調査開始以来最も多くなっている。これら日本語教育を必要とする子どもたちの多くが、1990年の出入国管理法改正を機に来日したニューカマーと称される人々の子弟であり、今後日本に定住する子どももいれば、数年後には家族と共に帰国する子もいる。彼らの地域社会での生活や就学・進学等においては様々な不都合や不利益が起きているのではないかと思われるが、彼らは日本での生活においてどのような教育を受けているのであろうか。そして学校ではどのような問題が起こっているのであろうか。

我が国では、外国人子女の教育については義務教育への就学義務は課せられていないが、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(昭和54年条約第6号)を受けて、公立の義務教育諸学校への就学を希望する者については受け入れ、受け入れた後は日本人児童生徒と同様に授業料の不徴収、教科書の無償給付等を行っている(総務庁行政監察局1997)。日本語指導を受けている児童生徒の居住地は全ての都道府県に及んでいるが、在籍人数の上位5位は、愛知県(2,510人)、神奈川県(1,902人)、東京都(1,792人)、静岡県(1,665人)、大阪府(1,176人)である(文部科学省2002a)。

静岡県は2001年末現在都道府県別外国人登録者数が全国8位(74,433人、人口に占める割合1.97%)で、国籍(出身地)別割合ではブラジルが52.9%で全国1であり、増加傾向にある定住者の中でも最も多いのがブラジル人であるという特徴を持っており(入管協会2002)、彼ら在日ブラジル人にとっての日本語や母語の学習の必要性が高まっている。このような状況を受けて、国及び地方自治体によって日本語教育が必

要な児童生徒に対する様々な施策が実施されており、それらに関する調査報告も幾つか紹介されている。しかしながら、これらの在日外国人に対する日本語教育の施策は緒についたばかりであり、国籍、年齢、母語、学習歴、日本語の力、日本に来た事情、将来の見通しなどがそれぞれ異なった背景を持つ子どもたちに対する日本語教育の実態に関しては、あまり知られていないのが現実であると言わざるを得ない。本稿は、静岡県で最も外国人登録者数が多く（2002年末20,248人）、日本語教育に関してかねてより様々な取り組みを実施している浜松市を対象にして、資料及び聞き取り調査をもとに、自治体によって児童生徒に対して実施されている日本語に関する公的支援がどのようなものであり、そこでの課題は何であるかを、制度面及び実施面から把握しようとした調査の報告である¹⁾。その際、政策面に関しては他に紹介があるのでごく簡単な記述に留める事にし、現場で直接関わっている方々からの聞き取り調査をもとにした事例報告を中心とする。

2 静岡県における施策²⁾

浜松市の状況を述べる前に、現在実施されている制度面の施策を理解するために、まず静岡県における対応策について義務教育段階と高校段階に分けて概観したい。

2.1 義務教育段階

2002年5月1日現在、静岡県内の小中学校に在籍する外国人児童生徒数は、小学校（1,869人）、中学校（823人）である（うちブラジル国籍の者が1,718人）。これらの子どもたちに対しては、原則として年齢相当の学年に編入させ、日本語に関しては適応指導教室³⁾や取り出し授業⁴⁾で対応しているが、中には日常の会話はできるが教科の力がついていけない子もいる。県教育委員会が実施している施策は、①国の措置によ

1) 本研究において対象とする日本語指導を必要とする外国人児童生徒とは、南米ブラジルやペルーから親の仕事の都合で来日した子どもや中国帰国者の家族の子どもたち等を指し、日本で生まれ育ち外国語としての日本語指導を必要としない在日韓国朝鮮人は含めない。なお、「児童」は小学生、「生徒」は中学生・高校生である。

2) 静岡県における施策に関しては、2002年8月に実施した県高校教育課、義務教育課への聞き取り調査及び池上（2001）をもとにまとめた。また、静岡県・浜松市・静岡市の言語サービスに関しては、藤田（2000a,b）に紹介されている。

3) 外国人児童生徒が原学級から離れて日本語指導を受ける学級で、学校により呼称は様々である。日本語指導だけでなく、教科指導を行っている場合もある。

浜松市における外国人児童生徒への日本語指導に関する調査報告

る教員の加配、②外国人児童生徒相談員の配置、③外国人児童生徒指導協力者派遣事業、④外国人児童生徒担当教員等研修会、⑤『外国人児童生徒教育の手引』の活用、等である。以下、これらについて簡単に説明する。

①教員の加配：文部科学省は1992年度から外国人児童生徒の多い学校に対してその日本語指導及び適応指導を担当する専任教員の加配措置を実施している。2002年度に県内公立小中学校に加配されている教員は106人（東部24人、中部25人、西部57人）で、配置されている学校数は102校（東部23校、中部25校、西部54校）である。

②外国人児童生徒相談員の配置：ブラジル人児童生徒が多数を占める現状に対応して、主にポルトガル語への対応を目的として配置されているもので、管内小中学校を訪問して児童生徒や教員及び保護者の相談を受けて助言・援助を行ったり、児童生徒の状況を把握し情報の収集や提供、年間指導計画作成への助言、県教育委員会が作成する指導資料・年間指導計画等への資料提供及び助言等を行っている。2002年度は東部2人、中部2人、西部3人の計7人が配置されている。相談員を務めるのはブラジル人や海外日本人学校経験者等児童生徒の出身国の生活経験のある人であり、ポルトガル語能力を持ち、かつブラジル等の海外事情に詳しい人である。

③外国人児童生徒指導協力者派遣事業：本制度は1998年度から始められた静岡県独自の制度である。スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語を母語とする児童生徒の教育に対応するために、これらの言語能力を持つ協力者が非常勤で教育委員会の計画に基づいた学校訪問とともに、教育委員会や学校の要請に応じて学校を訪問し、それぞれの問題に対応している。指導協力者の業務は、外国人児童生徒に対して指導を行う教員の手助けや学校側と外国人保護者のパイプ役を果たすことである。

④外国人児童生徒担当教員等研修会：日本語指導など学校における適応指導のあり方についての理解を深め、指導力の向上をはかるため、外国人児童生徒担当教員、相談員、指導協力者を対象に年1回、教育事務所毎に実施している。研修会では、午前外国人児童生徒の多く在籍している学校の適応指導教室での授業参観、午後には分科会でどのような指導をしたらよいかの検討が行われる。2002年度の西部教育事務所の研修会では保護者も参加し、パネルディスカッションが行われた。

⑤『空架ける虹 外国人児童生徒教育の手引（平成13年度改訂）』の活用：1991年に作成された手引を現状に合った内容に改訂し、市町村教育委員会及び小中学校に配付している。内容は、外国人児童生徒教育推進の意義や理念を述べた上で、県内の外国

4) 他の児童生徒が原学級で学習している間、日本語指導が必要な児童生徒に対して適応指導教室（国際学級、日本語教室等）で日本語や教科指導をする授業形態。

人児童生徒の実態及び本国の教育状況、適応指導における留意点、様々な学校における実践例、外国人児童生徒教育に関するQ & A、そして最後に付録として、日本語・ポルトガル語・スペイン語・中国語の対比表、外国人児童生徒受け入れ時の調査票例等が載っている。

上記のほかに、2001/2002年度文部科学省「帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進事業」が掛川市において、また2002年度文部科学省「外国人児童生徒等教育相談員派遣事業」が富士市、大東町、袋井市、竜洋町を対象として実施されている。

現在の問題は、県内に1,400人位いると思われる小中学校に就学していない子どもたちの扱いである。

2.2 高校段階

2002年5月1日現在、静岡県内公立高校（全日制、定時制、昼間定時制）に在籍している外国人生徒は183人、在籍校は44校に及ぶ。これら生徒の日本語の能力を以下の3段階のレベルに分けると、A（日本人と同等）126人、B（日常会話には困らないが、難しい日本語には不便を感じる）52人、C（テストの問題などに英訳が必要）5人となっている。⁵⁾ 地域は、西部地域、特に浜松市に多い。生徒の国籍は、ブラジル（90人）、ペルー（23人）、中国（23人）、ベトナム（16人）、韓国（10人）、フィリピン（9人）等である。各学校の日本語指導が必要な生徒に対する対応は、文部科学省のいきいきプランや県の予算による非常勤講師を採用している学校もあり、放課後などを利用した課外授業や取り出し授業で国語や他の教科の学習に対応している。但し、スペイン語を話せる非常勤講師がいるのは浜松城南高校のみであり、保護者との連絡のために必要なポルトガル語等に対応できないのが実情である。そのため、掛川総合教育センターにおいて教員のためのポルトガル語講座研修が開催されており、毎年数人の希望者がある。また、本センターでは日本語学習のための教材活用に資するCD-ROMが利用できるようになっている。外国人生徒が県内公立高校への進学を希望する場合、基本的に日本人生徒と同等に扱われるが、2001年度の入学者選抜から4校6学科において「外国人生徒選抜」が実施され、2002年にこの制度を利用して入学した生徒は5人であった。

5) レベルの判断は、各学校の教師による。

3 浜松市における外国人児童生徒に対する教育

3.1 浜松市における施策⁶⁾

浜松市に外国人児童生徒が編入し始めたのは1999年4月頃からであった。2002年7月末現在の外国人児童生徒数は、小学校599人、中学校227人、合計826人であり、在籍校数は80校（全96校中）に上る。児童生徒の国籍は、2002年1月31日現在の調査（在籍者数765人）では、ブラジル500人、ペルー92人、ベトナム58人、中国55人、フィリピン34人等となっている。

次に、外国人児童生徒に対する浜松市教育委員会における対応施策について説明する。

①浜松市国際理解推進協議会：1991,92年度に文部省（現文部科学省）から帰国子女教育受入推進地域に指定されたのを機に、浜松市国際理解教育推進協議会を発足させた。本協議会は、浜松市の小中学校において国際理解教育を組織的・計画的に研究・推進することを目的とし、帰国児童生徒教育研究部会、国際理解教育推進部会、外国人児童生徒教育研究部会の3専門部会によって構成され、現在各専門部会5校（5名）の国際理解教育担当者を中心として活動を行っている。外国人児童生徒教育研究部会では、「外国人児童生徒実践事例集」、「外国人児童生徒指導の手引」、「浜松の学校紹介ビデオ」、「外国人児童生徒指導資料」等を作成し各学校に配付したり、外国人児童生徒に対する指導のあり方についての研究を進めている。

②外国人児童生徒相談員の配置（1993年度から市単独措置）：各学校での指導の充実をはかるため、教育委員会の指導課に相談員4名を配置し、学校からの要請による訪問（要請訪問）や教育委員会の計画に基づく訪問（計画訪問）等を行ってきめ細かな就学相談に応じるとともに、小中学校における適応指導及び校長・教職員等へのサポートを行う。相談員になっているのは、5か国語（ポルトガル語、スペイン語、英語、フランス語、日本語）の語学力を持った相談員（日系ペルー人）1名、ポルトガル語力のある相談員1名、元校長で教育経験豊富な相談員2名である。

③外国人子女就学支援員の配置：国の緊急雇用特別対策事業の予算で1999年度から配置された。外国人児童生徒の在籍の多い学校に派遣され、日本語等の学校における適

6) 浜松市の施策については、2002年8月に実施した浜松市教育委員会学校教育部指導課への聞き取り調査及び「浜松市における外国人児童生徒教育」（平成14年度浜松市教育委員会作成資料）、浜松市地域日本語教育推進委員会（1998）をもとにまとめた。

応指導、就学上の指導、保護者への連絡・指導に関わる協力を行う。ポルトガル語(13名)、スペイン語(1名)、中国語(1名)でのコミュニケーションが可能な支援員15名が、6か月間(1日4時間、週5日)担当校(小学校27校、中学校9校)において上記業務を行う。

④外国人児童生徒適応指導教室(ことばの教室)の開設:1991年から浜松市立元城小学校において開設されている。小中学校で学ぶ外国人児童生徒の希望者を対象として、初期の日本語指導や母国語を使用しての適応指導等を組織的・計画的に実施することで、日本の学校生活に早く円滑に適応が図れることを目的とする。母国語の指導はしていない。指導員は、専任指導員2人、指導補助員9人、ボランティア指導員10人である。実施日は火曜から金曜の午後2時から4時で、小学生に対しては火曜・木曜、中学生には水曜・金曜に実施されており、日本語指導は、日本語の習得程度や学年等に応じて1~3人程度のグループに分けて行っている。「ことばの教室」では、年1回加配教員を対象とした研修会を開催しており、また外国人児童生徒の保護者や担当教員はいつでも困ったときには相談をしたり教材を教えてもらったりすることができる。2002年4月の浜松市の外国人新入学児童は119名であったが、そのうち61名が日本生まれであったことや、県からの加配教員の設置、各学校の対応の向上等のため、「ことばの教室」での指導が必要な子どもは近年減少している。(「ことばの教室」に関しては、3.3においてさらに詳しく述べる。)

⑤浜松市国際理解教育研修会の開催:各校の国際理解教育担当教員を対象に、国際理解教育及び帰国児童生徒・外国人児童生徒教育のあり方について研修し、指導力及び資質の向上と小中学校における指導態勢の充実を図ることを目的として、年2回開催している。

浜松市における外国人児童生徒への日本語指導に関する調査報告

- ⑥浜松市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会：適応指導教室の指導者、加配校の指導教員、関係行政機関の職員等を構成員として、市内の小中学校に在籍する外国人児童生徒の学校生活への円滑な適応について研究協議し、指導・助言を行う（年2回）。
- ⑦不就学の外国人の子どもたちに日本語を教えるボランティア支援事業

聞き取り調査では、現在の問題点として次のような点が挙げられた。

- ①公立の学校に不適應などの理由で就学しない子どもには、浜松市内に3校あるブラジル人学校が開設されている。しかし、これらの学校を卒業した後は、行政上の補助は得られない。
- ②不就学児童生徒が現在500人から600人おり、この人数をどのように減らしていくか、またこうした子どもたちにどのように対応していくかが課題である。子どもに対して教育を受けさせたいと思うかどうかの親の意識の差が大きい。
- ③日本で生まれたり日本語の習得が進んだ子どもと、ポルトガル語でしかコミュニケーションができない親との間のことばの障壁が問題になってきている。そのために非行行動に走る子どもも出ている。彼らに対する母語指導が必要かもしれない。
- ④外国人児童生徒の日常会話の習得は早いですが、中学生になって高校進学のための受験勉強の段階になると日本語が大きな壁になる。90%以上の生徒が進学を希望するが、公立普通科に進学するのは学力的に困難であり、親もそれを望まないことが多い。

浜松市における外国人児童生徒に対する日本語指導の実態をより深く知るために、実際に現場で指導に当たっている方々に聞き取り調査を行った。以下においては、3か所の日本語指導の現場において、どのようなことがどのように実践されているのか、またそこでの問題点はどのようなものであるかについて記述する。

3.2 カナリーニョ教室⁷⁾

カナリーニョ（ブラジル人の子どもの意味）教室は、不就学や不登校、また言葉の問題で授業が理解できないなどの様々な問題を抱えた外国人の子ども（15歳まで）に対して、子どもの実情に合わせた多様な教育機会を提供するために浜松市国際室が2002年5月に導入した事業である。浜松市内の小学校の空き教室等3か所を会場とし

7) カナリーニョ教室に関する聞き取り調査は2002年8月に行った。応えてくださったのは外国人サポート協議会事務局長である。

て、月曜～金曜の午後2時～4時（1か所は月曜～土曜の午前か午後の各2時間）に、主に日本語の教科書を使用して基本教科（国語、算数、理科、社会）を子どものレベルに合わせて日本語とポルトガル語のバイリンガルで指導する。指導員は教員経験者、地域のコミュニティリーダー、ブラジル人学校の元教員などで、日本語とポルトガル語ができる10名である。不就学の子どもたちの理由は、日本語が理解できない、親の経済状況が思わしくない、公立学校やブラジル人学校に馴染めなかった（集団で勉強する日本の学校環境に慣れない、いじめ、けんか、コミュニケーションが難しい等）、親の教育への関心が薄い、生活環境の変化（親の離婚・再婚、身近な人の死、引っ越し等）等であり、生活環境に関しても問題を抱えている。就学している子どもたちも、学習に問題を感じている等の子どもが来ている。彼らの就学生活上の課題は、公立小学校に通う子どもにとっては、勉強についていけない（日本語、特に漢字、算数の文章問題）、学校生活で大きなストレスを感じているが吐き出す場がない、母語の読み書きができない等であり、ブラジル人学校に通う子どもたちにとっては日本語が身につけていないこと等であり、小学校入学前の子どもにとっては公立学校のプレスクールの場所が必要なこと等である。これらの状況を踏まえて、カナリーニョ教室が開講した2002年5月から7月の間に次のような活動が実施された。

- ①・主要教科の能力チェック（5月～6月中旬）：日本語（国語）、算数、ポルトガル語
 - ・カナリーニョ教室を皆でつくろう（ブラジルの地図づくり、あいうえお、アルファベット表づくり）
 - ・コミュニケーションづくり
 - ・音楽や物づくりによる心の開放、自己表現
- ②各教室のカリキュラムに沿った活動（6月下旬～7月）
 - ・主要教科（小学生レベル：国語と算数を中心に就学のフォロー。中学生レベル：社会や理科など生活に役立つもの、本人が力を伸ばしたいものを中心に。社会科：浜松のまちを知ろう、日本の地図をつくろう。理科：『磁石と電池』～生活の中にある科学。）
 - ・文化的イベント（フェスタジュニーナ、ワールドカップサッカー、七夕祭り）
 - ・音楽による心の開放、自己表現
- ③カウンセリング：子どもの悩み相談
- ④親とのコミュニケーションから教育への理解と参加を促す
 - ・子どもの状況を連絡→家庭の状況を知る→協力を求めるが、期待できない場合も

浜松市における外国人児童生徒への日本語指導に関する調査報告

ある。

・「保護者会」の開催

お話を伺ったのは、夏休みの特別プログラムとして「なつやすみ！パソコンにチャレンジ！」と題した浜松市地域情報センターの一室で開かれたIT教室においてであった。参加していた12名の子どもたちはコンピュータに触るのは初めての子が多かったようであるが、分かりやすい講師の説明に従って、隣に座って子どもたちをサポートする指導員と共に、とても楽しそうにコンピュータの画面上に絵を描いたりしていた。話を聞かせてくださった外国人サポート協議会事務局長のお話では、このカナリーニョ教室を立ち上げるまでに時間がなく大変苦勞したということである。このような教室を開設することへの理解を得るために、1年中外国人の家庭を1軒1軒まわった。子どもたちには、ポルトガル語が分かるだけで助けになる。ただ、もともと様々な困難を抱えた子どもたちだけに、帰国などの移動が多く、またカナリーニョ教室の指導員は事務局長でさえ国の緊急雇用特別対策事業で採用されているため、次年度には他の人に交替しなければならないという問題がある。調査時点では設立後3か月というまだ始まったばかりの試みであった。外国人の子どもたちを就学させなければならない義務は国にも自治体にも存在しない。折角の努力を無駄にせず、今後この取り組みが真に成果を上げていくためには、継続させ実績を積み上げていく方法を見つけだして行くことが必要であろう。

3.3 ことばの教室

「ことばの教室」については、2002年9月13、17日の授業見学及び10月16日の研修会に参加した時に専任指導員や研修会に出席していた中学校教員から行った聞き取り調査をもとにまとめる。

まず、9月13日、17日の授業見学について簡単に紹介する。13日は中学生の授業が行われており、出席生徒は4人（中国2人、ブラジル2人）であった。生徒は2教室3グループに分かれ、各グループに指導員が1人ずつつく形で授業が行われた。17日は小学生対象の授業であった。出席者は18人、日本語の習得レベル別に3教室に分かれ、それぞれ1～3人の児童に1人の指導員がついて学習が進められた。あるグループでは、男子児童2人が指導員と一緒に事典を見ながら、は虫類には何があるかを調べていた。また高学年らしき女子3人のグループでは、机の上に立つようになっている郵便局、学校、私の家、遊園地、人形などを使って、

わたしは (いつ) (だれと) ゆうびんきょくへ 行きます。
行きました。

という文型の練習をしていた。別の低学年の男子児童2人のグループでは、この教室で作成されたテキスト『みんなともだち』を開いて、歌を歌いながら曜日の学習をしていた。各グループにおいて各指導員のもとで、それぞれの子どもたちに合った学習が進められているようであった。授業は1日2コマ行われ、授業の間の休憩時間には皆で教室と廊下の掃除を行う。が、一方で「だるまさんがころんだ」と言いながら遊んでいる子もいる。友だちと母語でしゃべっている子もいる。

「ことばの教室」主催研修会は、小学校・中学校対象に2日間に渡って行われた。筆者が参加したのは中学校対象のものである。研修会の出席者は小中学校の学年主任、学級担任、外国人適応指導担当教員、外国人・国際理解担当教員、外国人児童生徒就学支援員等であり、取り出し指導経験の豊かなスタッフの授業を参観した後、意見交換会が行われた。筆者が出席した日の参加者は、中学校の加配教員4人、外国人児童生徒就学支援員1人であった。

以下において、「ことばの教室」専任指導員のお話及び研修会に出席していた中学校教員からの聞き取り、教室見学等からの情報をもとに、「ことばの教室」に関して、運営の趣旨及び活動内容、課題等について述べる。

①「ことばの教室」運営の趣旨

多くの人は、日常会話ができると教科もできると錯覚してしまうが、決してそうではない。学校教育においても、「言葉」というものが子どもの学習能力に影響することが重要視されていないようである。ここでの週2回の学習だけでは十分な指導は不可能である。従って、ここでは、子どもたちが所属する学校でここでやったことをいかせるように、また学校でやったことをいかせるように、を考えて指導している。

②日本語指導の方針、活動内容

日本語の指導は基本的に各指導員の判断でカリキュラムを組んで行っており、教材は市販のものだけでなく手作りのものも利用し、一人一人の子どもに合わせて選んでいる。指導員はそれぞれの得意分野をいかしつつ、去年と違う事をやったり色々な背景の子どもを教えるなどして経験を広めるようにしている。どのような教材を使用するか、どのような方法で教えるかは各指導員の判断であり、困ったときやつまづいたときに皆で相談する。子どもたちのグループ分けの基準は、中学生では日本語のレベルの違いが重要であるが、小学生では学習歴の違いによって教え方が異なるため学年を考慮して分けている。漢字圏と非漢字圏出身で分けることもある。「ことばの教室」

浜松市における外国人児童生徒への日本語指導に関する調査報告

で作成したテキスト『みんなともだち』は、学校生活に場面を設定して、学校や身の回りにある単語が習得できるように小中学生向けに作った。入って来たばかりの子どもにはこれを使い1学期間で終わるようにする。小学生低学年には言葉で説明するのではなく、体験して覚えるようにしたものを、後で整理し直すような学習方法をとっている。5・6年生には文法の説明をする。例えば、時制の一致が分からないと中学の英語についていけない。小学生は、日本の環境の中で耳から入って来る日本語を吸収して、シチュエーションの中で行動で表すことで自然にコミュニケーションができてしまうが、習得が進んでいない子や高学年になると、本当は分かっているという気持ちを持つようになり、それがテストの点数として出てくるようになる。そこで、「できなかったところをもう一度やりましょう」ともう一度やらせて、100点をとれるまでやり直して、本人の達成感を得させるようにする。中学生になると、そのような達成感を得ることが難しくなる。自分は勉強が分かっていたことを再認識し、勉強が分からない学校生活がこんなに苦しいことだったのかと気付く。また、学校では子どもたちの中にグループができてどこかに所属していないと楽しくないが、日本人と関わる集団生活を拒否している子どもがいる。しかし、学校をやめても働く場はきつい安い仕事であり、中学を卒業しても就職口はなかなか見つからない。学校にいるときには、学校の中では自分が守られていることに気づかないし、またきちんとした日本語で話せないことがどんなに不利であるかも分からない。そこで、社会で必要な日本語、そして日本で暮らして行くために必要な日本語をそれぞれの子どもに合わせて考える。適応のために最初から読む、書く力をつけていくことを目指す。テキストの日本語は非日常のものであるが、それをどのように日常の言葉にしていくかが中学校では重要である。

毎回、授業後反省会を開き、問題点を出し合い、教材の共有化や相互にアドバイスをする。また月に1回、各小中学校に連絡をして子どもたちの状況を知らせている。

③指導員

現在「ことばの教室」で指導員をしている人は、元教員、音大・美大を卒業した人、日本語教育能力検定試験に合格して大人に教えるつもりだった人、自分が日本語を学んだプロセスをいかしている中国人など経歴は様々であるが、重要なのは子どもたちに日本語を教えられるかである。専任指導員は月曜から金曜まで出勤するが、それ以外の指導員もほとんどが5年以上続けており、自己のカウンセリングの知識を指導の中でいかすなど、各指導員が力を出し合って教室を支えている。

④様々な背景を持った子どもたち

調査時点で「ことばの教室」に通っている児童生徒は、小学生が30人位、中学生は9人であったが、中学生のうち夏休み明けには4人が帰国と中学校退学で教室をやめることになっていた。「ことばの教室」をやめて行った子のその後はあまりよくないことが多く、そのため子どもの学ぶ意欲をどう継続させるかが問題である。家庭の教育に対する考え方や日本に来るまでの状況は様々である。中国人は教育熱心な親が多く、皆進学を希望している。が、ある親は、生活が経済的に厳しいので、日本に永住しないのなら授業料を払ってまで学校に行く必要はないと考える。日本での滞在が長期化したため、授業料の高いブラジル人学校をやめ、設備が良くて日本語がしっかり学べる日本の学校に移った子もいる。様々な理由で、本人が退学という結論を出すこともある。何とか踏み止まらせようとするが、そこには日本人的なものさしが働いているのではないかと悩む。それでも、退学はいつでもできるし、この年齢で所属する場がないのはよくないと思い、親や先生とも相談しできる限りの努力をする。子どもたちは親の都合で日本に来たり帰国したりしているが、子どもの成長にとっての数年は失うものが大きい。ただ、「ことばの教室」に通える子どもはまだ恵まれていると言えるかもしれない。なぜならここに来る子どもは、本人の意志と親の意志（交通費を払っている）と学校側の理解（取り出し授業を許可）が揃っているからである。従って、「ことばの教室」に来る子どもには、むしろ問題は起きにくいと言える。

⑤今後の課題と希望

・環境の力で子どもが言葉を覚えると言うことはあるが、問題はそこから先であって、学習の基盤となる「言葉」の背景が日本で生まれ育った子どもとは異なる外国人の子どもに対して、同じ方法で対応することには無理がある。従って、特に最初に日本語を教えるときには、日本語の教え方を学んだ人が指導するべきである。現在、外国人児童が最も多い小学校には、1校当たり70人位の外国人児童が在籍している。その場合、2人の加配教員がつく。うち1人は言葉の手助けをし、もう1人は日本語の専門家であって欲しい。但し、それはあくまでも子どもに日本語を教えるプロであるべきである。

・現在、外国人児童生徒の多い学校では、浜松市からの外国人児童生徒相談員と外国人子女就学支援員、そして県からの外国人児童生徒相談員と外国人児童生徒指導協力者が様々な援助を行っている。しかし、問題が起きたときどこに相談すればよいのか学校側は迷うことがあるようである。幾つもの手段は存在するが、果たして本当にそれらがうまく連携して機能しているかの疑問が存在している。

・月曜は授業はなく、親や教師が「ことばの教室」に来て、相談をしたり教材を見た

浜松市における外国人児童生徒への日本語指導に関する調査報告

りすることができる時間となっている。しかし、実際にはあまり活用されていない。親は仕事があり、教師は忙しく出張旅費は出ない。研修会への参加者も多いとは言えなかった。折角の機会が形骸化しているのは残念である。

・研修会において話をする機会を得た2人の中学校の加配教員に、加配になった経緯を尋ねたところ、自分から希望した人はいなかった。それぞれの経緯は、「年度初めに上司からやってみないかと言われてやることになった。」「赴任したら、適応教員に決まっていた。」であり、いずれも日本語教育の経験や知識は持っていないということであった。3.4で述べる聞き取り調査に協力して下さった先生も、本人の希望ではなく適応指導教員担当に配置されている。学校側の事情ももちろんあるであろうが、できれば、本人の意志で、また外国人事情や日本語教育に対する認識を備えた人が担当することが望ましいのではないか。

・研修会において、参加していたある学校の先生からことばの教室指導員が生徒の服装のことで注意を受けるという場面が見られた。「ことばの教室」と教育委員会とのルールでは、本教室内では制服とジャージは認めることになっているそうであるが、上記教員の学校ではジャージは認めていないというのがその理由である。母国で受けた教育や文化とも深く関わるが、ブラジルの児童生徒に日本の校則を守らせることは彼らのアイデンティティーに関わるということでもあるという指摘があり（縫部1999）、また日本語の教室は学習者にとっては心のやすらぎを得る場でもあることを理解しておく必要がある。「ことばの教室」の指導員は、学校の教員や相談員、支援員等の間に立って仕事を続けているということを実感させられた。

3.4 学校における対応事例

浜松市立の中学校において外国人児童生徒に対する日本語及び適応指導を担当している加配教員からお話を聞くことができた。以下は、2002年11月に行った聞き取り調査をもとに、教育現場での取り組みの内容や課題についてまとめたものである。なお、協力して下さった方は、2002年4月から加配教員となっている。

①外国人生徒

現在在籍しているのは15人（中国4、ペルー3、ブラジル8）だが、1人は来週には転出する予定である。今年になって、1人帰国、2人退学、1人は行方不明。在日期間は様々であり、現在在籍している生徒は、ブラジル・ペルー人は1～7、8年、中国人は1年未満である。但し、8年日本にいたと言っても、まるまる8年学校に通

っていたということは少ない。日本に来た理由は親の事情によるが、日系で日本に永住・労働のため、祖父母が中国からの帰国者という場合が多い。「ことばの教室」には交通費がかかるので、経済的に余裕のある子どもしか通えない。10月初旬に来日したばかりの中国人3人は生活保護を受けており、交通費が支給されるので、今日から「ことばの教室」に通うことになった。勉強はしたいけれど経済的余裕はないので、学校をやめてカナリーニョ教室に移った子が2人いる。ただ、カナリーニョは基本的には学校に行かせることを目的にしているので、学校に戻る事は可能だと本人には言っている。

②加配教員

加配教員は1996年度頃から毎年1人配置されている。外国人生徒数が増えたので、加配とは別に学校の中で手のあいている教員が手伝っている(7~10人)。外国人生徒の日本語適応指導担当に配置されるといっても、事前の打診はなく、新年度に文書を開いて読んでびっくりした。自分で希望する人はいないと思う。専門に教えられる人がいないので結局誰かがやるしかなく、当たった人は個人的に勉強して教えることになる。担当が決まるのは、国語の指導ができるか、担任を持っているか、授業時数が少ないかによるのではないか。仕事の内容の説明や文書はなく、ただ、以前の担当者がまだ学校にいたので話を聞くことはできる。とはいっても、年によって内容が全く異なるので、結局自分で考えるしかない。例えば、以前は外国人生徒を集めて取り出し授業を行っていたこともあったが、授業が成り立たなくなったので取り出しを全くやめたこともあったようである。

③指導内容、方法

生徒の能力差があるのと集団ではきちんとした指導が難しいので、必要な生徒に取り出し授業で週1~3時間の指導を行っている。基本的には、とにかく授業についていけるようにすることを考えている。来たばかりの中国人には日本語の指導をしているが、他の生徒は日常会話と簡単な漢字は分かるので、教科書を持って来させて、教科書に振り仮名をふらせて、教室に戻ったときに振り仮名があれば読めるから、後は説明をしている。高校を受験するというのなら別だが、そうではないのに漢字の書き取りを一生懸命やっても楽しくないので、それよりも、教室にいるときに教科書が読めて、教科書が読めれば何となく意味は分かる子たちなので、先生の話聞いて授業でやっていることが分かった方がいいのではないかと考えてそうしている。一人一人呼んで、それぞれの生徒に対して、「取り出しを無理にしようとは思わないが、授業の勉強を分かるようになりたいのだったら、1週間に1回位(分からない生徒は2、3

浜松市における外国人児童生徒への日本語指導に関する調査報告

回) 授業についていけるように取り出しをする」と話をする。

本人が原学級で楽しく不便を感じていないのであれば、取り出し授業はしない。ただ、3年の2学期になって受験が迫ってくると、取り出しで作文の指導をすることもある。それ以外には、帰りの会でのスピーチ原稿を休み時間にチェックしたり、職場体験で書く履歴書を見たり、相談員や協力者が来校するときには担任に相談を希望するかどうか確認したり、相談員・協力者に生徒指導上の説明を生徒や家庭に母国語で伝えてもらったり、3者面談のときに来てもらうセッティングをしたりする。

相談員、支援員、協力者との関わりは、基本的に支援員と協力者には、生徒の家庭への連絡、家庭訪問や3者面談のときの通訳、文章の翻訳、日本語の指導のときの母国語の説明等をしてもらっている。相談員は市教育委員会指導課に随時いて、指導課には学校の状況が報告されるので学校の事情をよく把握しており、生徒についての指導をして欲しいときに依頼する。従って、より日常的個人的なことは支援員に依頼し、親への指導やかなり強い要請の場合は相談員に頼む方が効果的である。子どもたちも「相談員さんは怖い」と言う。ポルトガル語ができる支援員は週に2回来校するし、また中国語のできる協力者には週に1回は来てくれるよう頼んでいる。しかし、両親が共働きで電話がなかったりする家庭もあり、密に連絡をとることができない。部活動に入って頑張っている生徒はあまり問題がないが、入っていない子は一緒にいる友だちがいなくて居場所がない。その場合、担任の先生が面倒を見る子をつけたり授業に遅れないように配慮している。

④進路

現在在籍している生徒の1年生の進学希望は半分位、2・3年生は進学希望が多い。親が日本にいることを決めている子や友だちが進学するから行きたいという子が多く、親が決めていない子は迷っていることが多い。来日したばかりで高校に進学することは非常に厳しい。外国人枠もあるが、数が大変少ない。結局は本人の努力次第だが、やる気がない生徒もいる。適当に遊んでいて定時制高校に入った兄姉を見て甘く考える生徒もいるが、現実には厳しいということを相談員から言ってもらっている。本当に高校に行きたいと考えている子は取り出しの必要もないし、勉強も部活動などもとても努力している。ただ、家庭も環境も異なった事情を持っているので一概には言えない。

⑤来なくなった生徒への対応

支援員も入って親と話をして退学すると決めた生徒は仕方がないが、籍があるけれど来なくなってしまった生徒に対しては、支援員がいるときに家に電話をしたり、本

人と話ができるときは担任が電話して話を聞き、親とも話をし、(これは日本人の子どもも同じだが)教室には来られなくてもどこか来られる場所を作るようにしている。

⑥行政に求めたいこと

専門の教員の配置と専門の指導書の準備。

4 おわりに

本稿では、浜松市の事例を中心に、学校教育における外国人児童生徒に対する日本語指導の実態を各所での聞き取り調査をもとに報告した。

外国人児童生徒への日本語指導に様々な現場で関わっている方々への聞き取り調査から感じたのは、他の多くの日本語教育の現場と同様、ここでも多くの人々の熱意と努力に支えられているということである。しかし、特定の関係者の熱意や努力には限界がある。外国人児童生徒に対しては、様々な施策がとられているにも関わらず、それが真に効果的に働いてはいない部分があるように思われる。例えば、加配教員やカナリーニョ教室の指導員は継続的に配置されている訳ではないので、折角の努力や蓄積が継承されていかない恐れがある。また、「ことばの教室」の相談日や研修会は、指導員の呼び掛けにもかかわらずあまり利用されていないようであり、大変残念である。ただ、話を伺った加配教員は通常の人事異動で配置され事前の打診も行われていなかったが、3・4で記述した聞き取り調査に協力して下さった加配教員の方は、日本語教育の専門家ではないが、専門知識や指導の充分ではない試行錯誤の状態の中で、生徒のことを考えながら真剣に取り組んでいる様子が窺われた。また、「ことばの教室」の指導員の方々は、子どもに対する日本語教育の専門家として多くの実践経験を積んできており、従ってもっとその経験や成果がいかされる場があっても良いのではないかと感じた。指導員のお話にあったように、日常生活に必要な日本語(生活日本語)ができるからといって、必ずしも教科学習に必要な日本語(学習言語)が習得できているという訳ではない(岡崎1995等)。学校で困っているのは学習日本語の段階の指導であり、生活日本語から学習日本語へ、学習日本語から教科日本語への指導体制を整備することが理想であるとも言われている(縫部1999)。

以上の点を踏まえ、本稿では、外国人児童生徒に対する日本語指導に関して、以下のような提言を行いたい。但し、これらの幾つかはこれまでも様々な場面で主張されて来たものである。ここで再度述べるのは、これらをより実質的なものにする必要

浜松市における外国人児童生徒への日本語指導に関する調査報告

があると考えためである。最後に、外国人児童生徒の日本語指導に関しては、本稿で触れた以外にも、担当教師の不足、入試制度の見直し、母語摩滅問題、母語継承教育、異文化適応、日本人児童生徒との関係、など様々な問題が関わっていることを忘れてはならないであろう。

- ・加配教員やカナリーニョ教室の指導員等が継続的に配置される必要がある。
- ・現在、外国人児童生徒指導の専門家として採用される教員はいないが、専門家、特に日本語教育の基礎的素養のある教科教師の養成が必要である。
- ・関連機関及び支援を行っている人々等（行政、学校、保護者、地域、専門家など）の連携を充実させ、より良く機能させるべきである。
- ・外国人児童生徒に対する日本語指導の研修制度を確立する必要がある。
- ・段階的なカリキュラムと教材、情報の提供が必要である。⁸⁾

小論をまとめるに当たって、多くの方にご協力をいただいた。ここに感謝の意を表す。

引用文献

- 池上重弘（2001）『ブラジル人と国際化する地域社会 ―居住・教育・医療―』明石書店
- 岡崎敏雄（1995）「年少者言語教育研究の再構成 ―年少者日本語教育の視点から―」『日本語教育』86号、1-12頁
- 総務庁行政監察局（1997）『教育の国際化を目指して ―日本語教育が必要な外国人子女や帰国子女の教育の現状と課題―』
- 縫部義憲（1999）『入国児童のための日本語教育』スリーエーネットワーク
- 入管協会（2002）『在留外国人統計 平成14年度版』
- 浜松市地域日本語教育推進委員会（1998）『浜松市における日本語教育のあり方に関する報告書』
- 藤田剛正（2000a）「―静岡県・浜松市における言語サービスの事例研究―」大学英語

8) 文部科学省では、外国人児童生徒等に対する日本語指導等の取り組みを支援するため、2001/2002年度の2か年計画で、「学校教育におけるJSLカリキュラムの開発」事業を実施し、小学校における教科学習に対応した日本語指導カリキュラムの開発を行っている。2003/2004年度には、中学校レベルのJSLカリキュラムの開発を予定している（文部科学省2002b）。

教育学会 (JACET) 言語政策研究会『日本の地方自治体における言語サービスに関する研究 - 「21世紀多言語社会への助走」 -』59-96頁

藤田剛正 (2000b) 「日本の地方自治体における言語サービスに関する研究 - 静岡県・浜松市・静岡市の事例研究 -」『常葉学園大学研究紀要 (外国語学部)』第16号、87-118頁

文部科学省 (2002a) 『「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査 (平成13年度)」の結果』

文部科学省 (2002b) 『「学校教育におけるJSLカリキュラムの開発について (中間まとめ)」の公表について』